

千葉県公衆浴場組合補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、公衆浴場の経営保護及び公衆衛生の向上を図るため、千葉県公衆浴場生活衛生同業組合千葉支部（以下「千葉県公衆浴場組合」という。）が行う事業に要する経費について予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき当該千葉県公衆浴場組合に対して補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 千葉県公衆浴場組合の管理運営に係る事業
- (2) 公衆浴場に係る衛生措置基準を遵守するための消毒薬等の購入、浴槽水等水質検査に必要な事業
- (3) 柚子、菖蒲その他入浴剤を使用する湯の提供、各種イベントの開催等の公衆浴場の利用促進を図ることを目的として実施する事業

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業の対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに、千葉県公衆浴場組合補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業に係る事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 千葉県公衆浴場組合全体に係る次に掲げる書類は、総会等の承認を得た後、速やかに提出するものとする。

- (1) 当該年度の事業計画書
- (2) 当該年度の収支予算書
- (3) 前年度の事業報告書
- (4) 前年度の収支決算書

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象経費の総額の1/4に相当する額以上の経費の配分を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市公衆浴場組合補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認の申請等)

第7条 第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市公衆浴場組合補助事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助額の変更を決定し、千葉市公衆浴場組合補助事業変更承認通知書（様式第3号の2）により通知するものとする。

3 第5条第3項の規定により承認を受けようとするときは、千葉市公衆浴場組合補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号の3）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、千葉市公衆浴場組合補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第3号の4）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、千葉市公衆浴場組合実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 補助事業に係る事業報告書
- (3) 補助事業に係る経過及び成果を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市公衆浴場組合補助金額確定通知書（様式第5号）によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市公衆浴場組合補助金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 千葉市公衆浴場組合補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し
- (2) 千葉市公衆浴場組合補助金額確定通知書（様式第5号）の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市公衆浴場組合補助金交付決定取消通知書（様式第7号）によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市公衆浴場組合補助金返還命令書（様式第8号）によるものとする。

(立入調査等)

第13条 市長は、必要に応じ立入調査等を行い、補助対象事業の実施状況を確認する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、千葉市公衆浴場組合補助金の交付に関し必要な事項は、医療衛生部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

補助事業	対象経費	補助率
(1) 千葉県公衆浴場組合の 管理運営に係る事業	人件費、使用料及び賃借料、光熱 水費	対象経費の1/2
(2) 公衆浴場に係る衛生 措置基準を遵守するた めの消毒薬等の購入、 浴槽水等水質検査に必 要な事業	洗浄剤及び消毒薬購入費、水質 検査手数料	対象経費の1/2
(3) 柚子、菖蒲その他入浴 剤を使用する湯の提 供、各種イベントの開 催等の公衆浴場の利用 促進を図ることを目的 として実施する事業	入浴剤等購入費、印刷製本費、 通信運搬費	対象経費の1/2